

リベラトゥール弦楽合奏団規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本合奏団は、リベラトゥール弦楽合奏団と称する。以下「本合奏団」という。

第2章 目的及び事業

第2条 (目的)

本合奏団は、合奏を愛する仲間たちが演奏を通し相互の親睦を深めるとともに、豊かな音楽性と技術向上を目指すことを目的とする。

第3条 (事業)

本合奏団は前条の目的を達成するため、定期演奏会を開催する。

第4条 (年度)

本合奏団の年度は、定期演奏会終了後の総会からその次の定期演奏会終了までとする。

第3章 団員

第5条 (団員)

本合奏団の構成員は団員とする。

第6条 (団員の義務)

- (1) 団員は、運営や係の仕事及び練習に積極的に参加する義務を負う。練習参加は年度内において7割程度の出席を原則とする。
- (2) 本合奏団運営のため、団費及び演奏会費を支払う。
- (3) 2項までに定める義務を果たしていない場合は、協議の対象とする。

第7条 (入団)

本合奏団へ入団を希望する者は 3回の練習参加ののち、トレーナー、各パートリーダー及び入団希望者双方の了承を得るものとする。

第8条 (休団、退団)

- (1) 病気、事故その他やむを得ない事由により本合奏団の活動に参加することが困難と

なった場合、事務局長に申告し休団、退団することができる。なお、休団期間中は団費の支払いが免除される。

- (2) 休団期間は次回定期演奏会までとし、それ以降継続する場合は、再度意思確認するものとする。

第4章 役員・役職

第9条（役員）

- (1) 本合奏団に次の役員を置く。

- ・事務局長 1名
- ・演奏会責任者 1名
- ・会計 1名
- ・コンミス/コンマス

- (2) 前項に定める役員のほか、本合奏団に以下の役職のものを置く。

- ・各パートリーダー
- ・選曲委員

- (3) コンミス/コンマス及び各パートリーダー、選曲委員は、責任を持ってパート分けや選曲等を行う。

- (4) 2項までに定める役員のほか、必要に応じて役職及び係を置くことができる。

第10条（役員・役職の任免）

- (1) 役員は、団員総会において2/3以上の賛成をもって任命する。
- (2) 前条（2）のその他役職は、役員が決定する。

第11条（役員・役職の任期）

- (1) 役員の任期は、総会から本合奏団目的とする定期演奏会までとし、再任は妨げない。
- (2) 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 指導者

第12条（指導者）

本合奏団の指導者は指揮者、トレーナーとする。

第13条（指導者の任免）

指導者は、役員が決定する。

第14条（指導者の任期）

- (1) 指導者の任期は、総会から本合奏団目的とする定期演奏会までとし、再任は妨げない。
- (2) 補充による指導者の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 総会

第15条（総会）

- (1) 本合奏団は定期演奏会終了後、年一回全団員出席を原則とする総会を開催し、規約の制定・改定、予算案の承認、役員を選出等を決定する。
- (2) その他必要に応じて臨時総会を開催する。

第7章 会計

第16条（経費）

本合奏団の経費は、団費、演奏会費、チケット収入等その他の収入をもってあてる。

第17条（団費及び予算）

本合奏団の団費及び演奏会費は、会計年度当初予算案とともに決定し、総会の承認を得る。

第18条（会計年度）

本合奏団の会計年度は、定期演奏会終了後の総会よりその次の定期演奏会終了までとする。

第19条（決算）

本合奏団の年度収支決算は総会の承認を得る。

第20条（予算改正）

活動状況の大きな変化で予算案再編の必要が出た場合、会計の判断でこれを行うことができる。

第8章 補則

第19条（エキストラ/団友）

エキストラは、本合奏団の必要に応じて招聘する。謝礼は別に定める。

第20条（活動の休止）

- (1) 不測の事態により団員の半数以上が恒常的に出席できない場合は、活動を休止する。
- (2) 団員の半数以上の参加が見込まれる場合は、活動を再開することができる。

第21条（規約の改正）

本規約は、総会において2/3以上の承認をもって改正できる。

附則

本規約は、令和4年4月24日から施行する。

附則（令和6年 4月 14日改正）

本規約は、令和6年 4月 14日から施行する。